

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	展覧会招待状・ポスター等送付者名簿作成事務ファイル	
地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の名称	神戸市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文化スポーツ局博物館	
個人情報ファイルの利用目的	博物館関係者に対する招待状・ポスター等の送付	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3電話番号、4地位・役職、5博物館との関係	
記 録 範 囲	博物館関係者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 地域協働局市民情報サービス課 (所在地) 神戸市中央区加納町6-5-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) すでに公表している電算処理 ファイルに付随するマニュアル 処理ファイルの場合、その旨 ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(組織の名称) (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(開始日) (終了日)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	博物館特別利用券発行事務ファイル	
地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の名称	神戸市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文化スポーツ局博物館	
個人情報ファイルの利用目的	博物館関係者に対する特別利用券の発行	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3識別番号、4地位・役職、5博物館との関係	
記 録 範 囲	博物館関係者	
記録情報の収集方法	本人,実施機関内部	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 地域協働局市民情報サービス課 (所在地) 神戸市中央区加納町6-5-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) すでに公表している電算処理 ファイルに付随するマニュアル 処理ファイルの場合、その旨 ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(組織の名称) (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(開始日) (終了日)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	博物館資料特別利用事務ファイル	
地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の名称	神戸市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文化スポーツ局博物館	
個人情報ファイルの利用目的	資料特別利用・画像利用申請等	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3電話番号	
記 録 範 囲	資料研究者・資料画像利用希望者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 地域協働局市民情報サービス課 (所在地) 神戸市中央区加納町6-5-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ すでに公表している電算処理 ファイルに付随するマニュアル 処理ファイルの場合、その旨 ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(組織の名称) (所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(開始日) (終了日)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考		